

● 神奈川県からのお知らせ ●

県の総合計画「かながわグランドデザイン」を策定しました!!

神奈川県では、昨年の東日本大震災等の教訓を生かした防災対策の強化やエネルギー政策の見直しなどの喫緊の課題に加え、確実に到来する超高齢社会への備えなどの課題にも的確に対応していくため、県民の皆さんから幅広くご意見を伺いながら、この3月に、県の総合計画「かながわグランドデザイン」を新たに策定しました。

基本構想

1. 目標年次 2025（平成37）年
2. 基本目標
 - 基本理念 「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する。
 - 神奈川の将来像
 - ・行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
 - ・いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
 - ・県民総力戦で創る神奈川

実施計画プロジェクト編

基本理念や神奈川の将来像の達成に向けて、平成24年度～平成26年度の3年間に県が取り組む政策項目

- 柱Ⅰ 神奈川からのエネルギー政策の転換
- 柱Ⅱ 災害に強く安全で安心してらせるまちづくり
- 柱Ⅲ いのちが輝き誰もが自分らしくらせる社会づくり
- 柱Ⅳ 次世代を担う心豊かな人づくり
- 柱Ⅴ 人を引きつける魅力ある地域づくり
- 柱Ⅵ 神奈川のポテンシャルを生かした活力創出

※詳しくは県のホームページ又は総合政策課（045-210-3061）へお問い合わせください。

● 県税のあらまし（不動産取得税） ●

- 対象者 土地や家屋を取得した者
- 税 率

・住宅用家屋及び土地	取得価格（固定資産評価額）の3%	
・住宅以外の家屋	同	4%

なお、平成27年3月31日までに取得した宅地は、特例措置により土地の価格が1/2になります。
- 各種軽減措置
 - ・新築の特例適用住宅（一定の床面積に該当するもの）～評価額から1,200万円を控除
 - ・新築の特例適用住宅の敷地～税額のうち次のいずれか多い額を減額
 - ①45,000円 ②土地1㎡当たりの単価×住宅の床面積の2倍（200㎡を限度）×3%
 - ・産業集積促進のための軽減措置～税率の1/2を軽減

産業集積促進方策2010の認定を受けた事業者が本社又は研究所等とその敷地を、平成27年までに取得した場合。

※不動産取得税に関するお問い合わせ先
川崎県税事務所 直税第二課 044-233-7351(代)